

## 要望書

### 1. 裁判員裁判の日程についての情報公開

例えば大阪高等検察庁のホームページでは裁判員裁判の日程が公開されていますが、裁判所ホームページの「見学・傍聴案内」では、傍聴券公布についての情報しか公開されておらず、裁判員裁判の日程は公開されていません。市民にとって、よりわかりやすい形ですべての裁判員裁判の日程を公開してください。

### 2. 裁判員制度についての説明会の開催

制度導入前は制度についての説明会が毎月行われていましたが、施行後は定期的な説明会が行われていません。しかし、毎年選ばれる裁判員にとっては、常に裁判員裁判は初めての経験です。呼び出し状を受けとってから書物等で時間をかけて勉強したという候補者の声も聞いています。市民が制度の意義や内容を理解するために、日時等参加しやすい工夫をした説明会等を継続的・定期的に開催してください。

### 3. 裁判員制度について市民が質問や意見・要望等を伝えられる総合窓口の設置

裁判員候補者や実際に裁判員を務める当事者のためだけでなく、広く市民が制度の意義やその役割を理解できるよう、裁判員制度に関しての問い合わせ窓口を常設してください。市民にとっていつでも疑問や質問が解決でき、率直な意見・要望を伝えることができる窓口を開き、その情報を周知してください。また、そこに寄せられた声や質問とその回答を文書化して閲覧できるようウェブサイトその他で公開してください。

### 4. 抽選にもれた裁判員候補者への配慮

出頭した候補者の中には、裁判所での説明は「名簿掲載の際に送られてきた資料を読んでいたのですでに知っている内容ばかりだった」という声もありました。結果抽選にもれた候補者も、裁判員制度の意義や刑事裁判の役割など司法についてより理解を深めることができるよう、説明の際は内容を十分吟味して下さい。

また、選ばれた裁判員向けの裁判官の説明（説示）に同席できるような配慮や、裁判の傍聴を積極的かつ丁寧に案内するなどの対応を工夫してください。

### 5. 裁判官の説明（説示）の公開と基本ルールの明示

裁判員に対する裁判官の説明（説示）は、抽選にもれた候補者や傍聴者など、当該裁判員以外も聞けるよう、常に公開の法廷で実施してください。

また、評議のルールについては各裁判体の裁量とのことですが、千葉地裁はじめ、すでに基本事項を評議室に掲示しているケースもあると聞いています。「推定無罪」「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の大原則や、どの裁判体にも共通となる評議の基本ルールについては、裁判員がいつでも目にして確認できるよう評議室に掲示してください。

## 6. 裁判員への情報の共有

裁判員裁判の3割以上は控訴されているようですが、多くの裁判員経験者は、裁判の後、被告人がどのようなことになるのかについて大きな関心を持って見守っています（朝日新聞の2010年5月17日の報道によると、被告の「その後」に関心を持つ裁判員経験者は6割に上っています）。抽選にもれた候補者も同様の思いを持つ方が少なくありません。裁判後の控訴の有無、控訴された場合の裁判日程やその確定結果については、希望者には情報を提供できる仕組みを作ってください。また、参加した裁判の判決文は裁判員にも配布してください。

## 7. 裁判員が語り合える環境を

裁判員のメンタルケアについてはカウンセリングの制度がありますが、専門家のケアばかりでなく、同じ経験をした人同士が語り合うことがピアカウンセリングとなり有効だと思われます。実際に、複数の裁判員経験者から「裁判員を務めた人同士で話したい」という声を聞いています。希望すれば裁判員同士が連絡を取れるよう、配慮をしていただき、連絡先交換を制限することのないようにしてください。

また、施行3年後の制度見直しにあたり、裁判員経験者をはじめ市民の意見が反映されるよう、例えば見直しの実施機関に裁判員経験者を参加させるなどの方策を講じて下さい。

以上